

福岡県医発第1101号(地)

平成17年9月9日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘



母体保護法第39条第1項の改正について

標記の件につきまして、日本医師会及び福岡県保健福祉部児童家庭課母子保健係より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本通知は、従来、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを、薬事法第24条第1項の規定にかかわらず販売することが出来る期限が平成22年7月31日まで延長されたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康

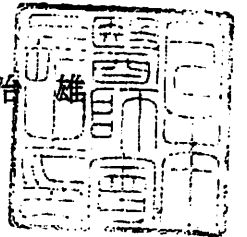


日医発第467号(地Ⅲ89)
平成17年 8月31日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松 治 雄



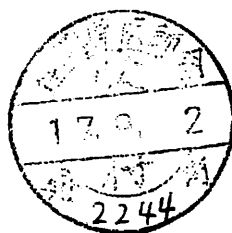
母体保護法第39条第1項の改正について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、母体保護法第39条第1項が改正され、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長より、各都道府県、政令市及び特別区母子保健主管部(局)長宛に、母体保護法第39条第1項の改正について、通知がなされました。

本件は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の实地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣の指定するものを販売することができる期限が、平成17年7月29日付けをもって、平成22年7月31日まで延長されたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご理解の上、貴会関係会員等に対する周知方につきまして、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。





雇児母発 0809001 号

平成 17 年 8 月 9 日

日本医師会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



母体保護法第 39 条第 1 項の改正について

今般、標記について、平成 17 年 7 月 29 日付け薬食総発第 0729001 号・雇児母発第 0729001 号厚生労働省医薬食品局総務課長・雇用均等・児童家庭局母子保健課長連名通知「母体保護法第 39 条第 1 項の改正について」を別添（写）のとおり、各都道府県、政令市及び特別区母子保健主管部（局）長あて送付したところであります。

貴会におかれましても、貴会会員にご周知いただきますようお願い申し上げます。

別添

写

薬食総発第0729001号

雇児母発第0729001号

平成17年7月29日

各

都道府県
政令市
特別区

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

雇用均等・児童家庭局母子保健課長

母体保護法第39条第1項の改正について

従来、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の实地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣が指定するものを、薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定にかかわらず販売することができる期限については、平成17年7月31日までと定められていたところである（母体保護法（昭和23年法律第156号）第39条第1項）が、平成17年7月29日付けをもって、別添のとおり「母体保護法の一部を改正する法律」（平成17年法律第90号）が公布、施行され、その期限が平成22年7月31日まで延長されたので、御了知の上、その運用に遺漏のないよう御配意願いたい。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律 (八八)

○総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律 (八九)

○母体保護法の一部を改正する法律 (九〇)

○文字・活字文化振興法 (九一)

〔政 令〕

○経済産業省組織令の一部を改正する政令 (二五八)

○通関業法施行令の一部を改正する政令 (二五九)

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二六〇)

○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二六一)

○農業経営基盤強化促進法施行令及び農地法施行令の一部を改正する政令 (二六二)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令 (二六三)

○予防接種法施行令の一部を改正する政令 (二六四)

○診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令 (二六五)

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令 (二六六)

○防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令 (二六七)

○有限責任事業組合契約に関する法律の施行期日を定める政令 (二六八)

○有限責任事業組合契約に関する法律施行令 (二六九)

〔条 約〕

○社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定 (一〇)

〔府 令〕

○防衛庁職員給与施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府八七)

○防衛庁の職員の俸給の切替え及び切替えに伴う措置に関する内閣府令 (同八八)

○企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (同八九)

〔省 令〕

○予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令 (厚生労働一二七)

○診療放射線技師法施行規則の一部を改正する省令 (同一二八)

○有限責任事業組合契約に関する法律施行規則 (経済産業七四)

〔告 示〕

○社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生に関する件 (外務七一五)

○厚生年金保険の第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を定める等の件の一部を改正する件 (社会保障庁三一)

〃

本号で公布された
法令のあらまし

◇防衛庁設置法等の一部を改正する法律 (法律第八八号 (防衛庁))

一 防衛庁設置法の一部改正関係

1 自衛官の定数を改めることとした。(第八条関係)

2 統合幕僚監部、統合幕僚長等を新設し、その所掌事務及び職務等を定めることとした。(第一六条、第二一条、第二三条及び第二六条、第二八条関係)

3 陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部の所掌事務を改めるとともに、幕僚監部の所掌事務の特例を定めることとした。(第二四条及び第二五条関係)

4 情報本部を本庁に置く特別の機関とするとともに、その所掌事務を改めることとした。(第二九条関係)

二 自衛隊法の一部改正関係

1 統合幕僚監部の新設及び情報本部の改編に伴い所要の規定の整備を行うこととした。(第二二条、第二五条、第二二条、第九六条及び第一〇〇条の二関係)

2 統合幕僚長の職務等を定めることとした。(第八八条、第九九条の二関係)

3 即応予備自衛官の員数を改めることとした。(第七五条の二関係)

4 弾道ミサイル等に対する破壊措置

一 長官は、弾道ミサイル等 (弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ。) が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海 (海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。) の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができることとした。(第八二条の二第一項関係)

3 国土交通大臣は、毎年度、前年度における中部圏開発整備計画の実施に関する状況を公表しなければならないこととした。(第一八条第三項関係)

六 東北開発促進法、九州地方開発促進法、四国地方開発促進法、北陸地方開発促進法及び中国地方開発促進法を廃止することとした。

七 地方税法その他の関係法律について所要の改正を行うこととした。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇母体保護法の一部を改正する法律(法律第九〇号)(厚生労働省)

1 都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が、受胎調節のために必要な医薬品で厚生労働大臣の指定するものを販売することができ期限を平成二二年七月三一日とすることとした。(第三九条第一項関係)

2 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇文字・活字文化振興法(法律第九一号)(文部科学省)

1 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)

2 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいうこととした。(第二条関係)

3 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として行われなければならないこととする。この旨に、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮され、学校教育においては、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならないこととした。(第三条関係)

4 国は、基本理念にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。(第四条関係)

5 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。(第五条関係)

6 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めることとした。(第六条関係)

7 地域における文字・活字文化の振興を図るため、市町村は、必要な数の公立図書館の設置等に努めるほか、国及び地方公共団体は、公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策、大学その他の教育機関が行う地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するために必要な施策、このほか、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずることとした。(第七条関係)

8 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、教育方法の改善や教育職員等の資質の向上のために必要な施策を講ずるとともに、司書教諭等の人的体制の充実、学校図書館の図書資料の充実等の物的条件の整備に必要必要な施策を講ずることとした。(第八条関係)

9 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずることとした。(第九条関係)

10 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずることとした。(第一〇条関係)

11 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、一〇月二七日を文字・活字文化の日とし、国及び地方公共団体は、その日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとした。(第一一条関係)

12 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令(政令第二五八号)(経済産業省)

1 大臣官房の所掌事務を変更することとした。(第三條関係)

2 大臣官房会計課の所掌事務を変更することとした。(第一七條関係)

3 情報調査課を国際経済課に改組するとともに、その所掌事務を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。(第三五條第三八條関係)

4 資源エネルギー庁長官官房の所掌事務を変更することとした。(第一〇六條関係)

5 資源エネルギー庁長官官房総合政策課の所掌事務を変更することとした。(第一一一條関係)

6 この政令は、平成一七年八月一日から施行することとした。

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令(政令第二六一号)(農林水産省)

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令(政令第二六一号)(農林水産省)

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令(政令第二六一号)(農林水産省)

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令(政令第二六一号)(農林水産省)

◇通関業務法施行令の一部を改正する政令(政令第二五九号)(財務省)

1 茨城県鹿嶋郡神栖町等に係る市町の廃置分合に伴い、通関士の設置を要する地域を指定している別表について、所要の整備を行うこととした。(別表関係)

2 この政令は、一部の規定を除き、平成一七年八月一日から施行することとした。

◇特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令(政令第二六〇号)(農林水産省)

◇特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成一七年法律第五二号)の施行期日は、平成一七年九月一日とする

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令(政令第二六一号)(農林水産省)

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令(政令第二六一号)(農林水産省)

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令(政令第二六一号)(農林水産省)

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令(政令第二六一号)(農林水産省)

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令(政令第二六一号)(農林水産省)

◇農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日等を定める政令(政令第二六一号)(農林水産省)

(高速道路株式会社法の一部改正)

第二十四条 高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「第二十一條第三項に規定する整備計画」を「第二條第二項に規定する首都圏整備計画」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第二十五条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第二号中「全国総合開発計画」を「国土形成計画(昭和二十五年法律第二百五号)第六條第二項に規定する全国計画」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第二十六条 国土交通省設置法(平成十一年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「国土総合開発法」を「国土形成計画法」に改め、「東北開発促進法(昭和三十三年法律第百十号)、九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)、四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)、北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号)、中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十二号)」を削る。

附則第五條の表に次のように加える。

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(平成十七年法律第八十九号)附則第六條に規定する日	総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(平成十七年法律第八十九号)附則第六條に規定する日
東北開発促進法(昭和三十三年法律第百十号)	東北開発促進法(昭和三十三年法律第百十号)
九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)	九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)
四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)	四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)
北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号)	北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号)
中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十二号)	中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十二号)

(政令への委任)

第二十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 小泉純一郎
総務大臣 麻生 太郎
財務大臣 谷垣 禎一
農林水産大臣 臨時代理 村上誠一郎
経済産業大臣 臨時代理 北側 一雄
国土交通大臣 中山 成彬
環境大臣 小池百合子

母体保護法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年七月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第九十号

母体保護法の一部を改正する法律
母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第一項中「平成十七年七月三十一日」を「平成二十二年七月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 尾辻 秀久
内閣総理大臣 小泉純一郎

文字・活字文化振興法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年七月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第九十一号

文字・活字文化振興法

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な

民主主義の発達に欠くことのできないものであることに鑑み、文字・活字文化の振興に關する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に關する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に關する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)
第三条 文字・活字文化の振興に關する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に關する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)のつとめ、文字・活字文化の振興に關する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)
第五条 地方公共団体は、基本理念のつとめ、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に關する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に關する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他の必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に對して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公開への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)
第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実に關するため、司書教諭及び学校図書館に關する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に關し必要な施策を講ずるものとする。



17児 第2151号
平成17年 8月 8日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(児童家庭課母子保健係)



母体保護法第39条第1項の改正について（通知）

このことについて、別紙写し（平成17年7月29日付薬食総発第0729001号、雇児母
発第0729001号）のとおり改正されましたので通知します。

つきましては、貴会の地元医師会員の方へも広く周知していただきますようお願いいた
します。

